

全国健康関係主管課長会議資料(1)

平成24年2月3日(金)

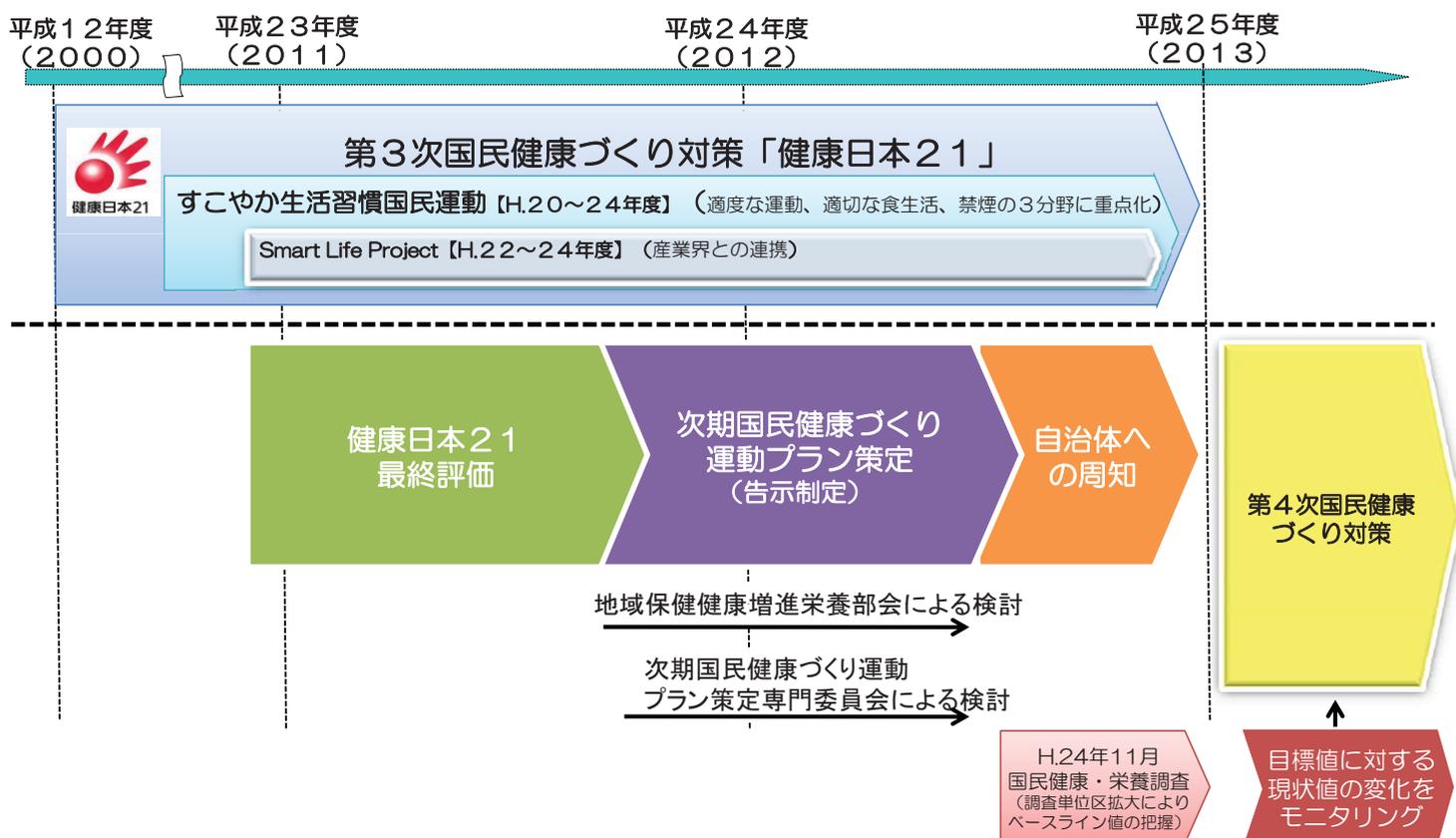
厚生労働省健康局

全国健康関係主管課長会議

健康局 総務課

生活習慣病対策室

新たな国民健康づくり対策に向けて



「健康日本21」最終評価 H.23.10.13

「目標値に達した」と「目標値に達していないが改善傾向にある」を合わせ、全体の約6割で一定の改善がみられた。

評価区分 (策定時*の値と直近値を比較)	該当項目数<割合>
A 目標値に達した	10項目 <16.9%>
B 目標値に達していないが改善傾向にある	25項目 <42.4%>
C 変わらない	14項目 <23.7%>
D 悪化している	9項目 <15.3%>
E 評価困難	1項目 <1.7%>
合計	59項目 <100.0%>

* 中間評価時に設定された指標については、中間評価時の値と比較

次期運動方針の検討の視点

- ① 日本の特徴を踏まえ10年後を見据えた計画の策定
- ② 目指す姿の明確化と目標達成へのインセンティブを与える仕組みづくり
- ③ 自治体等関係機関が自ら進行管理できる目標の設定
- ④ 国民運動に値する広報戦略の強化
- ⑤ 新たな理念と発想の転換

主なもの

- A: メタボリックシンドロームを認知している国民の割合の増加
高齢者で外出について積極的態度をもつ人の増加
80歳で20歯以上・60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の増加 など
- B: 食塩摂取量の減少
意識的に運動を心がけている人の増加
喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及
糖尿病やがん検診の促進 など
- C: 自殺者の減少、多量に飲酒する人の減少
メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少
高脂血症の減少 など
- D: 日常生活における歩数の増加
糖尿病合併症の減少 など
- E: 特定健康診査・特定保健指導の受診者数の向上
(平成20年からの2か年のデータに限定されたため)

次期運動の方向性

- ① 社会経済の変化への対応
 - ・家族・地域の絆の再構築、助け合いの社会の実現(東日本大震災からの学び等)
 - ・人生の質(幸せ・生活満足度等)の向上
 - ・全ての世代の健やかな心を支える社会の在り方の再構築 など
- ② 科学技術の進歩を踏まえた効果的なアプローチ
 - ・進歩する科学技術のエビデンスに基づいた目標設定
 - ・個々の健康データに基づき地域・職域の集団をセグメント化し、それぞれの対象に応じて確実に効果があがるアプローチを展開できる仕組み
 - ・最新技術の発展を視野に入れた運動の展開
- ③ 今後の新たな課題(例)
 - ・休養・こころの健康づくり(睡眠習慣の改善、働く世代のうつ病の対策)
 - ・将来的な生活習慣病発症の予防のための取組の推進
 - ・高齢者、女性の健康
 - ・肺年齢の改善(COPD、たばこ) など

次期国民健康づくり運動スケジュール(案)

<厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会>

- 第30回 10月14日(金) (開催済み)
- ・最終評価の報告
 - ・次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会の設置了承
 - ・その他、報告事項など
- ↓
- 第31回 12月21日(水) (開催済み)
- ・次期国民健康づくり運動プランの基本的方向性
- ↓
- 第32回 1月23日(月) (開催済み)
- ・次期国民健康づくり運動プランの骨子(中間取りまとめ)(案)
- ↓
- 第33回 2月28日(火)
- ・次期国民健康づくり運動プラン(素案)
- ↓
- 第34回 4月下旬 ~ 5月下旬 頃
- ・次期国民健康づくり運動プラン(基本方針)案の審議
→ 検討の進捗状況に応じ、日程をセット

<次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会>

- 第1回 11月25日(金) (開催済み)
(今後の進め方、論点整理)

- 第2回 12月7日(水) (開催済み)
(次期国民健康づくり運動プランの基本的方向性)

- 第3回 1月12日(木) (開催済み)
(次期国民健康づくり運動プランの骨子
(中間取りまとめ)案)

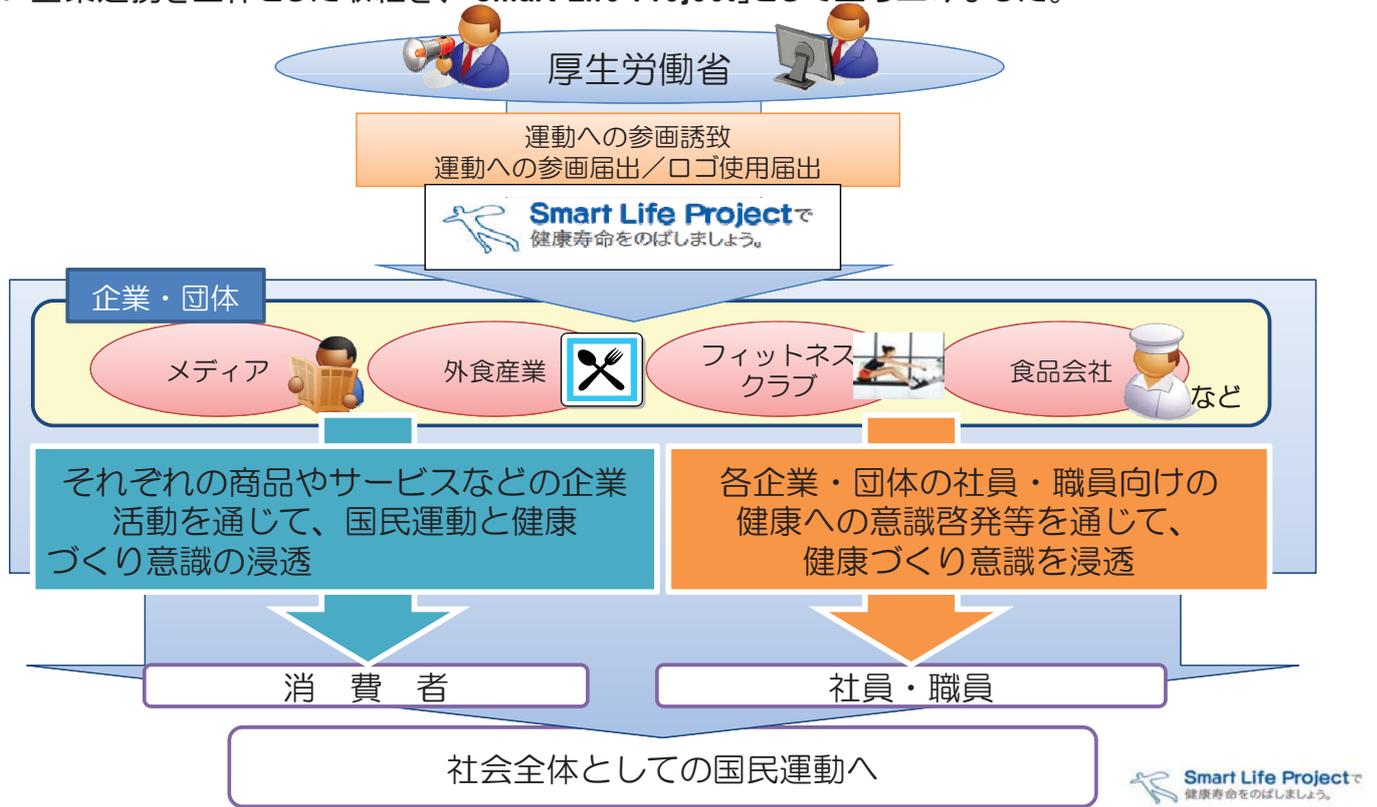
- 第4回 2月15日(水)
(次期国民健康づくり運動プラン(素案))

- 第5回 3月19日(月)
(次期国民健康づくり運動プラン最終案)



「Smart Life Project(スマート ライフ プロジェクト)」とは

平成20年度から実施してきた、「すこやか生活習慣国民運動」を更に普及、発展させるため、幅広い企業連携を主体とした取組を、「Smart Life Project」として立ち上げました。



「Smart Life Project」が提案する3つのアクション

“健康寿命をのばしましょう。”をスローガンに、「運動、食生活、禁煙」で具体的なアクションを呼びかけます。象徴的なアクションを設定し、そのネーミングとロゴを作成しました。



推奨するアクション例 (メッセージ)



Smart Walkで健康寿命をのばしましょう。

例えば、毎日10分の運動を。

通勤時。苦しくならない程度のはや歩き。それは、立派な運動になります。1日に10分間の運動習慣で健康寿命を延ばしましょう。



Smart Eatで健康寿命をのばしましょう。

例えば、1日プラス100gの野菜を。

日本人は1日250gの野菜を採っています。1日にあと+100gの野菜を食べること、朝食をしっかり食べることで健康寿命を延ばしましょう。



Smart Breathで健康寿命をのばしましょう。

例えば、禁煙の促進。

タバコを吸うことは健康を損なうだけでなく、肌の美しさや若々しさを失うことにも繋がります。タバコをやめて健康寿命を延ばしましょう。



健康的な生活習慣づくり重点化事業 (糖尿病予防戦略事業)について

【事業目的】

糖尿病の発症を予防するために、生活習慣を改善し、適切な食生活や適度な運動習慣など、糖尿病予防に取り組みやすい環境を整備することを目的とする。

【事業内容(予定)】

①壮年期以降の糖尿病予防対策

飲食店が行う栄養成分表示やヘルシーメニューの提供の促進、周囲(家族・職場)の支援を促進するためのワークショップの開催等、食生活の改善を継続的に進められる環境整備

②20～30歳代をターゲットとした肥満予防対策

健全な食習慣と運動習慣が形成できる取組を民間企業と連携する等、肥満予防の取組が実施しやすい環境整備

【実施主体】都道府県・保健所を設置する市・特別区

【平成23年度実績(内示)】 33百万円、34都道府県、政令市、特別区

【平成24年度予算額(案)】 37百万円 【補助率】 1/2

※申請が多数あった場合は、事業内容を精査し、予算額内で補助する予定

地域における栄養・食事支援の活動拠点 「栄養ケア・ステーション」の整備の推進について

(1) 疾病の重症化予防のための食事指導拠点整備事業

(平成23年度～)

【平成23年度事業内容】

地域特性や個々の患者の状態に応じた食事指導を行う在宅管理栄養士の活用促進のためのスキルアップ研修の実施

【平成24年度事業内容(予定)】

疾病の重症化予防を目的とした食事指導の拠点となる栄養ケア・ステーション(全都道府県に設置済)の機能強化を図り、平成23年度にモデル的に実施したスキルアップ研修を修了した在宅管理栄養士の活用促進及び地域特性に応じた在宅栄養士スキルアップ研修を行う

参考

(社) 日本栄養士会

連携 ↑ ↓ 支援

(社) 都道府県栄養士会 栄養ケア・ステーション

医療機関
民間機関

○人材育成事業
実践・フォローアップ研修
人材登録・紹介

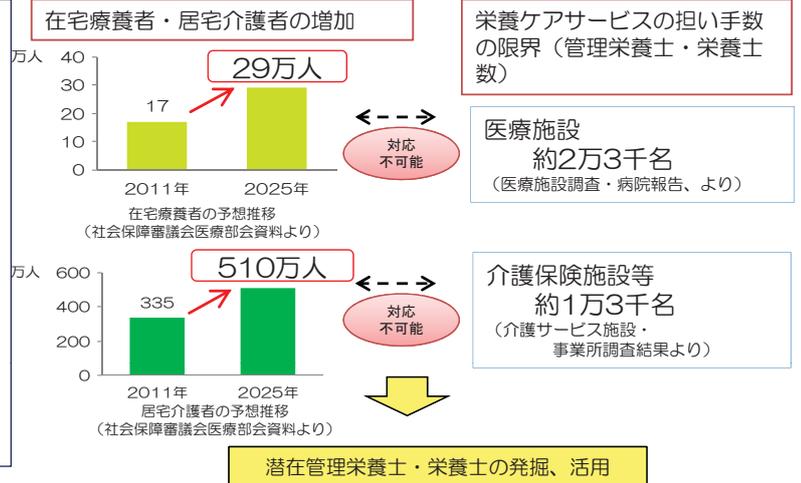
○支援・企画事業
情報提供・作成
事業の企画

公的機関
医療保険
機関

(2) 栄養ケア活動支援整備事業 (平成24年度～)

概要

- 在宅療養者・居宅介護者が増加し、これらの者に対する栄養ケアサービスの需要も増大。
- 現行、栄養ケアの担い手である医療機関、介護保険施設等の管理栄養士等の数は、約3万6千名であり、現状のままで栄養ケアの需要増大に対応不可能。
- この大規模需要に対応するには、潜在管理栄養士等の活用が不可欠。大規模需要に向けた新たな仕組みづくりを国が積極支援する。

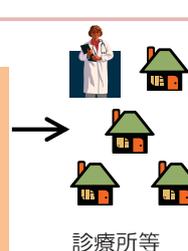


事業内容

国の支援：
公益法人等向け（公募）

潜在
管理栄養士等

都道府県栄養士会
(栄養ケアステーション) など
【補助内容】
(人材登録、紹介、活動評価等
の事業への支援)

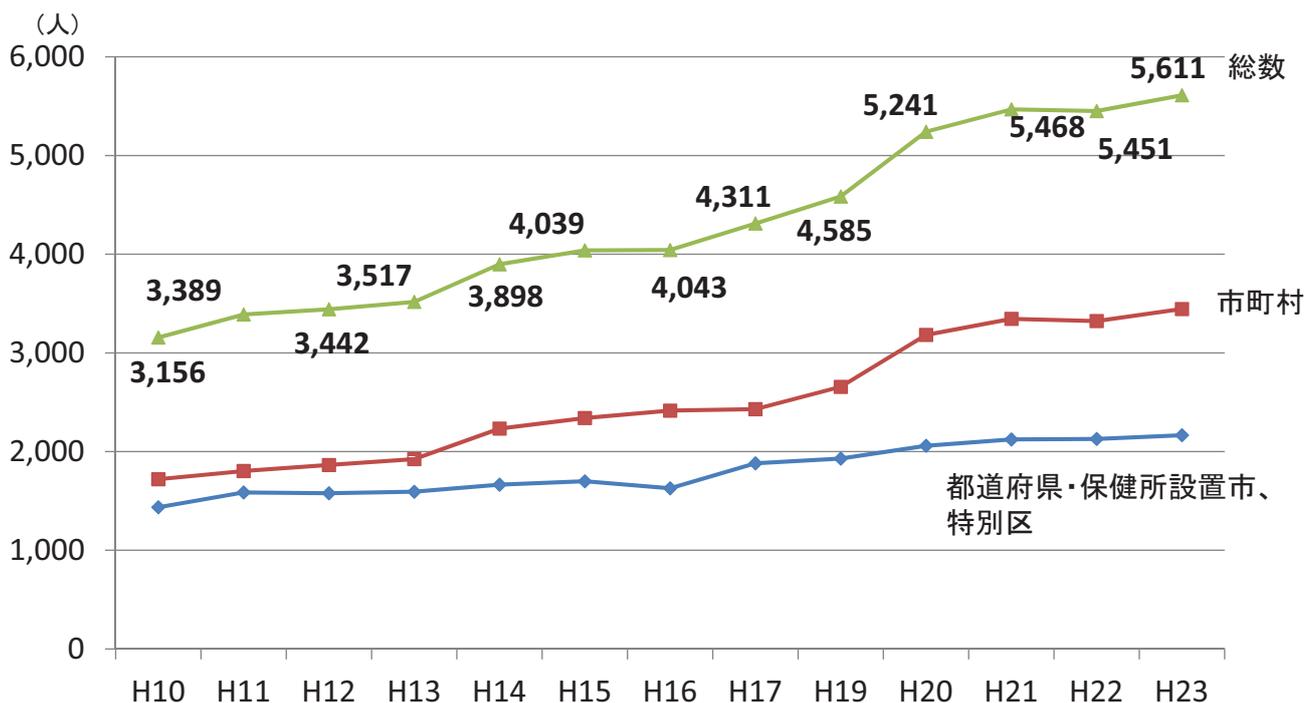


在宅での対応



在宅療養者 29万人
居宅介護者 510万人 (2025年)

行政栄養士数の推移



資料：厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室調べ

※H18は調査実施なし

被災地の栄養改善対策

避難所における栄養改善指導

仮設住宅等における栄養改善指導

震災直後

4月

5月

6月

7月

8月

9月

管理栄養士の
人材確保

(3/20~)全国の自治体から管理栄養士の派遣をあっせん・調整(累計194名)

(3/22~)(社)日本栄養士会に栄養・食生活支援を要請、栄養士会による派遣

緊急雇用創出事業等における管理栄養士・栄養士の雇用促進

避難所等の
栄養改善

食事状況の厳しい避難所を中心に巡回指導、個別栄養相談

○宮城県で全避難所で食事の総点検を2度実施(4/1~12、5/1~20)*
○福島県(4/20~28)*・岩手県(5/10~29)でも食事の総点検を実施
*6月以降、抽出調査・要支援避難所フォロー調査を実施

(4/21)避難所における食事提供のための当面(被災後3ヶ月まで)目標とする栄養量を提示

(6/14)被災後3ヶ月以降の避難所における食事提供のための栄養量とともに、適切な栄養管理の留意事項を提示

仮設住宅等での
栄養改善

仮設住宅入居者等への戸別訪問・栄養相談、食環境に応じた食生活支援

取組の検証

対応・体制内容及び対応後の課題等を記録

平成24年度 災害時の栄養改善対策検証事業(予定)

糖尿病疾病管理強化対策事業

【糖尿病の疾病管理体制の強化】

都道府県

【目的】

- 医療資源等の実情に応じた県としての連携体制のあり方等の検討
- 糖尿病に関する意識向上

【具体的事業】

- 連絡協議会の開催

関係団体

- ・医師会、糖尿病学会
- ・糖尿病協会 等

【糖尿病診療連携体制の確立】

【目的】

- 医療機関・医師同士の信頼関係に基づいた連携体制の構築
- 住民が安心してかかりつけ診療所で初期治療を受けられる体制の構築

【具体的事業】

- 連携体制・連携ルール、糖尿病初期診療のポイント等の説明会(医療機関・医師同士)
- 連携体制等についてホームページやリーフレット等を通じて住民へ周知



診療連携

療養指導連携

【糖尿病療養指導体制の充実】

【目的】

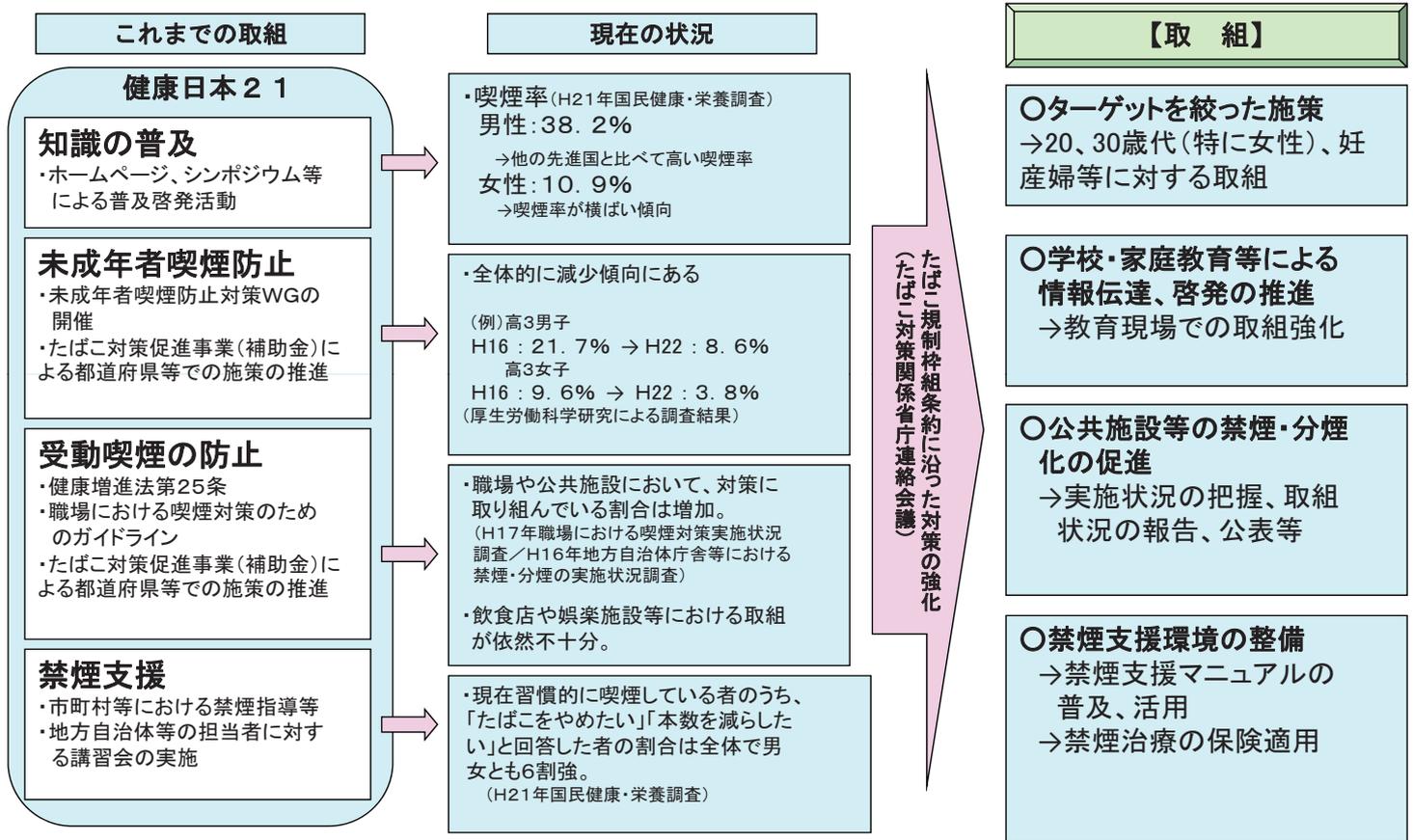
- かかりつけ診療所における糖尿病療養指導の充実
- 糖尿病療養指導士や管理栄養士等の活用促進

【具体的事業】

- 療養指導説明会・研修会
- かかりつけ診療所における療養指導従事者同士の情報交換会(療養指導士、看護師、管理栄養士等間)

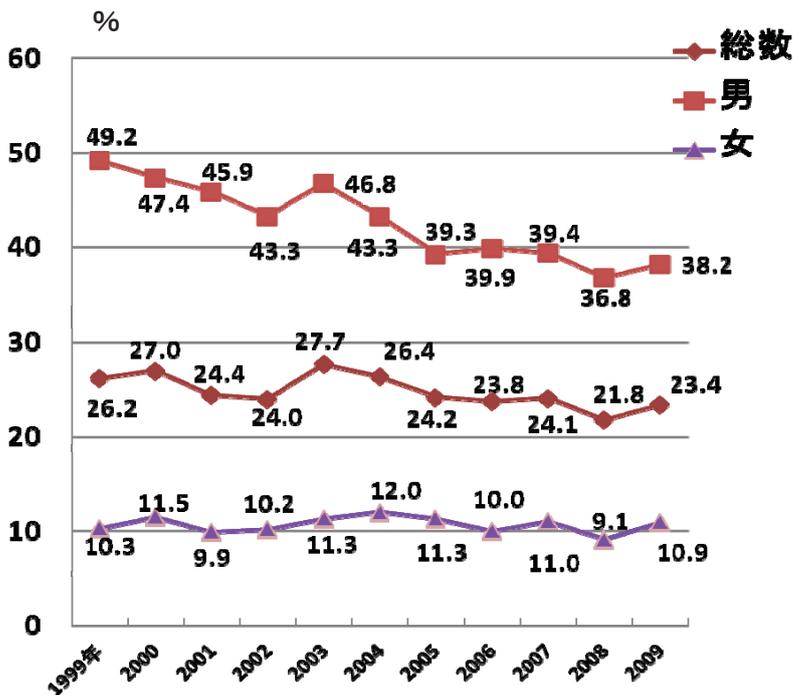


「健康日本21」におけるたばこ対策の取組について

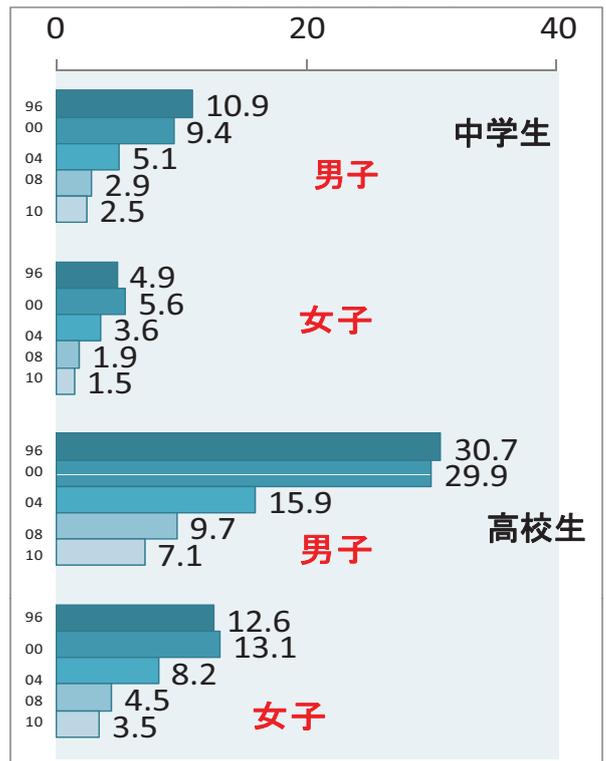


喫煙率の状況について

我が国の喫煙率



未成年者の喫煙率 (%)



出典: 2002年までは国民栄養調査。2003年からは国民健康・栄養調査
※国民栄養調査と国民健康・栄養調査では、喫煙の定義及び調査方法が異なるため、その単純比較は困難である。

出典: 厚生労働科学研究費補助金
「未成年者の喫煙実態状況に関する調査研究」等

たばこ対策を取り巻く環境

平成12年3月 健康日本21策定

知識の普及、未成年者喫煙防止、受動喫煙の防止、禁煙支援

平成15年5月 健康増進法施行

第25条 受動喫煙を防止するための措置を講ずるように努めなければならない。

平成17年2月 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約発効

(目的) たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護する。

平成23年12月 税制改正大綱

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。

平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断していきます。

また、今後のたばこ事業のあり方の検討に際しては、平成22年度税制改正大綱及び平成23年度税制改正大綱で示した方針並びに復興財源確保法2に基づく日本たばこ産業株式会社の株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意します。

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書(平成21年3月)(概要)

- 基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき。
- 社会情勢の変化に応じて暫定的に喫煙可能区域を確保することもとり得る方策の一つ。

「受動喫煙防止対策について」健康局長通知(平成22年2月25日 健発0225第2号)概要

- ① 受動喫煙による健康への悪影響は明確であることから、公共の場においては原則として全面禁煙を目指す。
- ② 飲食店などでは、全面禁煙の実施が、営業に甚大な影響を及ぼす恐れがあることにも考慮し、やむをえない場合には分煙での対応を認める。
- ③ たばこの健康への悪影響や国民にとって有用な情報など、最新の情報を収集・発信する。
- ④ 職場における受動喫煙防止対策と連動して対策を進める。

※ 平成15年の健康局長通知では、施設内を全面禁煙とする方法と分煙する方法があるとされており、「全面禁煙を目指す」までは踏み込んでいなかった。

たばこ規制枠組条約について

経緯

平成16年6月 日本が正式に条約批准
 平成17年2月 条約発効
 ※ 2010年11月現在172カ国が批准

条約のポイント

- 公衆衛生分野で初の国際条約
- たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

条約の概要

<全体事項>

- 条約の実施について、定期的な報告を締約国会議に提出する。
- たばこの規制のための仕組み又は中央連絡先を確立又は強化する。

<個別事項>

- たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置(第6条)
- たばこの煙にさらされることからの保護(第8条)
- たばこ製品の含有物に関する規制(第9条)
- たばこ製品の包装及びラベル(第11条)
- 教育、情報の伝達、訓練及び啓発(第12条)
- たばこの広告、販売促進及び後援(第13条)
- 未成年者への及び未成年者による販売(第16条)

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

(たばこ税・地方たばこ税)

要望内容

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある。平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断する。また、今後のたばこ事業のあり方の検討に際しては、平成22年度税制改正大綱及び平成23年度税制改正大綱で示した方針並びに復興財源確保法におけるJ T株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意する。

喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(80%~90%)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

国名		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	38.2%	34.8%	33.3%	22.0%	16.6%
	女性	10.9%	27.3%	26.5%	20.0%	15.2%

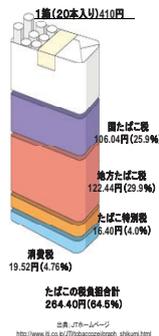
出典:たばこアトラス第3版(2009)
 日本は平成21年国民健康・栄養調査

- たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円)※1ドル=80円で換算

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	410	510	581	858	625

出典:たばこアトラス第3版(2009)



たばこの課税政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

第6条 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。

(日本:平成16年6月批准、平成17年2月発効)

(締約国数:172カ国(平成22年11月現在))

健康日本21(運動期間:2000~2012)

- 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画
- 健康日本21では、健康寿命の延伸等を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を推進し、社会全体の健康づくりに関する意識の向上及び取組を促す。
- 【たばこ対策】未成年者の喫煙をなくす、受動喫煙の防止等の他に「喫煙をやめたい人がやめる」という目標項目を設定した。

がん対策基本計画

- 平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。
- 【たばこ対策】健康影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙率を0%にするなど、がん予防のための重要な柱の1つとして取り組んでいる。

WHOのアルコール対策

05年3月	第58回WHO総会採択決議 「アルコールの有害な摂取によって引き起こされる公衆衛生上の問題」	○第126回執行理事会 【アルコールの有害な使用を軽減する世界戦略】 ・リーダーシップ、啓発とコミットメント
07年5月	第60回WHO総会 加盟各国におけるアルコール対策に関する進捗状況の報告	・保健医療サービスの対応 ・地域社会の行動
08年5月	第61回WHO総会 「アルコールの有害な使用を軽減するための戦略」が承認され、次々回の総会で世界戦略案が提出されることが決定	・飲酒運転に関する方針と対応策 ・アルコールの入手可能性 ・アルコール飲料のマーケティング
10年1月	第126回執行理事会 「アルコールの有害な使用を軽減するための世界戦略(案)」の承認	・価格設定方針 ・飲酒およびアルコール中害による負の影響の低減
10年5月	第63回WHO総会 「アルコールの有害な使用を軽減するための世界戦略(案)」採択	・違法または非正規のアルコールが公衆衛生に与える影響の低減 ・モニタリングとサーベイランス

女性の健康づくり対策

普及啓発の推進

平成24年「女性の健康週間」イベント

～女性のライフステージに応じた健康づくりとは～

日 時：平成24年3月5日(月) 15:00～17:00

場 所：いきいきプラザ一番町 カスケードホール

東京都千代田区1番町12

主 催：厚生労働省

目 的：女性の健康づくりの推進について普及啓発を図る

対象者：一般 学生 行政職員 健康保険組合職員 など

内 容

講 演： 女性のライフステージに応じた健康づくり

実践報告： 地域における女性の健康づくりの取り組み